

事 務 連 絡
令和4年3月30日

各都道府県教育委員会担当事務主管課
各指定都市教育委員会担当事務主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課 御中
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
大学又は高等専門学校を設置する公立大学法人を
設立する各地方公共団体担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局政策課

成年年齢引下げ等を踏まえた取組について

令和4年4月1日、民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）（以下「改正法」という。）が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。このことにより、一人で有効な契約をすることができる年齢や、親権に服することがなくなる年齢が20歳から18歳に引き下げられることとなります。また、女性の婚姻開始年齢が16歳から18歳に引き上げられ、婚姻開始年齢が男女とも18歳に統一されます。

具体的には、平成14年4月2日から平成16年4月1日の間に生まれた者は、施行日である令和4年4月1日に、それぞれ満18歳、満19歳で成人となります。また、平成16年4月2日以降に生まれた者は、施行日以降、満18歳で成人となります。特に、平成16年4月2日以降に生まれた者で令和2年度以降に高等学校及び高等専門学校等に入学等した者については、在学中に成人となります。

成年年齢引下げに当たっては、政府において「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」（以下、「連絡会議」という。）を開催し改正法の施行に向けた環境整備を推進してきたところですが、改正法の施行後においても、これらに

係る取り組みを引き続き推進していくことが必要です。

本事務連絡は「成年年齢引下げ等を見据えた環境整備について」（平成30年7月23日付け生涯学習政策局長、初等中等教育局長、高等教育局長通知）（別添1）の内容を更新し、改めて周知するものです。

なお、成年年齢に達した生徒に係る在学中の手續等に当たり留意すべき事項については、令和元年12月17日付け事務連絡（「成年年齢に達した生徒に係る在学中の手續等に関する留意事項について」）及び令和2年3月30日付け事務連絡（『成年年齢に達した生徒に係る在学中の手續等に関する留意事項について』に関するQ&Aの送付について）も併せて参照してください（参考1及び2）。

また、成人式については、各市町村が地域の実情に応じて企画・実施していただくものであり、「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議 成人式の時期や在り方等に関する分科会」の調査結果（令和4年1月）によれば、令和4年4月以降の成人式の対象年齢について、94.7%の市区町村が20歳（その年度内に20歳に達する人）とすると回答しています。一方で、新成人である18歳や19歳の方にも、責任ある大人としての自覚や社会参加を促すことが望ましいと考えられることから、各市区町村並びに高等学校及び高等専門学校等におかれては、授業等をはじめとした様々な場を通じて、成年に達したことの自覚を促していただくことを期待します。

さらに、このことについて、都道府県教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会（指定都市を除く。）に対し、指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、都道府県及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、国公立大学法人におかれてはその設置する大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。また、附属学校を置く国公立大学法人については、その設置する附属学校を含む。）に対し、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対し、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対し、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対し、厚生労働省医政局及び社会・援護局におかれては、所管の専修学校に対し、周知してください。

記

1 消費者教育の推進について

令和4年度から、満18歳で成人となった者は、契約の主体となる一方で、現在20歳未満まで認められている、保護者の同意を得ずに締結した契約の取消しについても18歳未満までとなる。これを踏まえ、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、実践的な消費者教育の実施を推進する必要がある。さらに、若年者の消費者被害の防止・救済のためにも、消費者教育の充実を図る

必要がある。

このことを受け、消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁の関係4省庁が連携し、平成30年度から令和2年度までの3年間を集中強化期間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（平成30年2月20日付け若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定（平成30年7月12日改訂）、以下「アクションプログラム」という。）に基づき取組を推進し、令和3年度は「成年年齢引き下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンに基づく取組の推進について」（令和3年3月22日付け若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定）を通知し、一層の取組を推進してきたところである。

引き続き、若年者への消費者教育の推進に当たっては、これまでアクションプログラムに基づき実施してきた取組等も踏まえ、消費者担当部局や消費生活センターを始めとする関係部局等との連携・協働を図りつつ実践的に取り組むことが重要である。

（1）高等学校等における消費者教育の推進等

ア 学習指導要領においては、消費者教育に関する内容が充実されていることから、その趣旨を理解し、適切に消費者教育を実施すること。

高等学校においては、公民科において、多様な契約及び消費者の権利と責任などについて取扱うこととされているほか、家庭科において、消費生活の現状と課題、契約の重要性、消費者保護の仕組みなどについて指導することとされていること。その指導にあたっては、消費者庁作成の消費者教育教材「社会への扉」等を始めとする消費者教育関連資料（別添2参照）の積極的な活用が期待されること。

イ 消費者教育の実施に当たっては、消費生活相談員や弁護士等の実務経験者等を外部講師として活用することも効果的な手法の一つと考えられること。その際、消費者庁において育成・配置に取り組んでいる消費者教育コーディネーターを活用することで円滑に外部講師との調整を行うことができるため、これを有効に活用することが望ましいこと。

ウ 日常生活の中で実践できる能力を育み、自ら考え自ら行動する自立した消費者を育成するためには、教師の指導力の向上を図ることが重要であることから、公民科及び家庭科を始めとした教員の養成課程、教員研修において、消費者教育に関する内容を積極的に取り入れるよう努めること。なお、教員研修においては、「社会への扉」を活用した授業展開に関して、独立行政法人教職員支援機構が作成した教員研修用動画の活用が考えられること。

エ 消費者被害に遭った生徒から相談を受けた場合は、消費生活センター等の外部の専門機関に相談することを促すなど、適切に対応することが望ましいこと。また、専門機関との緊密な連携が可能となるよう、日頃から協力関係を構築しておくことが望ましいこと。

(2) 大学等における消費者教育の推進

「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」（平成23年3月30日消費者教育推進委員会決定、平成30年7月10日改訂）を参考として、消費生活センター等との連携により、学生に対する消費者被害防止に関する啓発活動や相談対応、講義等における消費者教育に一層積極的に取り組むことが必要であること。

2 生徒指導・学生指導について

生徒指導・学生指導については、在学中に生徒等が成年年齢に達することも踏まえ、小学校段階から児童生徒学生自らが現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力等を育成することがより重要となると考えられることから、学校の教育活動全体を通じ、その一層の充実を図っていくことが望ましいこと。

また、生徒指導・学生指導の効果を高めていくためには、学校における取組を充実させるとともに、学校と家庭とが一致協力した体制を築き、連携を促進することが重要であることから、各学校においては、当該生徒等が成年年齢に達したか否かに関わらず、引き続き、父母等と連携しながら生徒指導・学生指導を行うことが必要であること。

3 若年者の自立支援に係る取組について

文部科学省では、若者の自立支援に関する取組として、①発達段階に応じた体系的なキャリア教育の推進、②スクールカウンセラー等の配置促進による教育相談体制の充実、③子供の自立心の育成などに重要な役割を担う家庭教育支援の充実、④主権者教育や法教育の充実等を進めており、引き続き、関係省庁とも連携しつつ、若者の自立に向けた教育の推進に努めていくこととしている。各教育委員会や関係部局等においても、引き続き、関係機関と協力して、これらをはじめとした若年者の自立支援に係る取組を推進するよう努めること。

(別添・参考)

別添1 「成年年齢引下げ等を見据えた環境整備について」（平成30年7月23日付け生涯学習政策局長、初等中等教育局長、高等教育局長通知）

別添2 消費者教育関係資料一覧

参考1 「成年年齢に達した生徒に係る在学中の手續等に関する留意事項について」（令和元年12月17日付け事務連絡）

https://www.mext.go.jp/kaigisiryu/mext_00007.html

参考2 「成年年齢に達した生徒に係る在学中の手續等に関する留意事項について」に関するQ&Aの送付について（令和2年3月30日付け事務連絡）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/mext_00002.html

【本件担当】

文部科学省：03-5253-4111（代表）

<下記以外の本事務連絡全体に関する事>

総合教育政策局政策課企画調整係（内線2641）

<消費者教育全体に関する事>

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課消費者教育推進係(併)環境教育推進係係（内線2260、3462）

<生徒指導に関する事>

初等中等教育局児童生徒課生徒指導企画係（内線3298）

<学生指導に関する事>

高等教育局学生・留学生課就職指導係（内線3354）

<若年者の自立支援に係る取組に関する事>

・キャリア教育について

初等中等教育局児童生徒課キャリア教育推進係（内線4728）

・教育相談体制の充実について

初等中等教育局児童生徒課生徒指導第二係（内線2905）

・家庭教育支援について

総合教育政策局地域学習推進課家庭教育支援室家庭教育振興係
（内線3467）

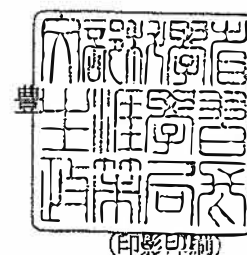


30文科生第315号

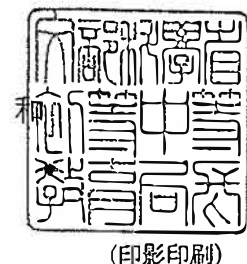
平成30年7月23日

各都道府県教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市教育委員会教育長
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

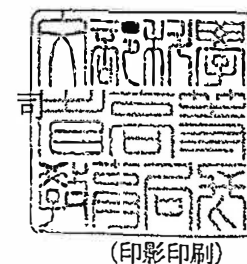
文部科学省生涯学習政策局長
常盤



文部科学省初等中等教育局長
高橋道



文部科学省高等教育局長
義本博



成年年齢引下げ等を見据えた環境整備について（通知）

第196回国会において、民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）（以下「改正法」という。）が成立し、平成30年6月20日に公布されました。改正法は平成34年4月1日から施行されます。

改正法により、民法が定める成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。この

ことにより、一人で有効な契約をすることができる年齢や、親権に服することがなくなる年齢が20歳から18歳に引き下げられることとなります。また、改正法により、女性の婚姻開始年齢が16歳から18歳に引き上げられ、婚姻開始年齢が男女とも18歳に統一されます。

具体的には、平成14年4月2日から平成16年4月1日の間に生まれた者は、施行日である平成34年4月1日に、それぞれ満18歳、満19歳で成人となります。また、平成16年4月2日以降に生まれた者は、施行日以降、満18歳で成人となります。特に、平成16年4月2日以降に生まれた者で平成32年度以降に高等学校及び高等専門学校等に入学等した者については、在学中に成人となります。

成年年齢引下げに当たっては、消費者被害を防止する施策などの環境整備が必要であることから、政府においては「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」（以下、「連絡会議」という。）を開催しているところですが、今後も引き続き、改正法の施行に向けた環境整備の推進が必要です。

については、成年年齢引下げを見据えた環境整備についての留意事項等を、下記のとおり取りまとめましたので、各職におかれては、十分に御了知の上、適切に対処下さるよう御配慮願います。

なお、成年年齢に達した生徒及び学生（以下、「生徒等」という。）に係る在学中の手続等に当たり留意すべき事項については、関係団体との意見交換も踏まえ、必要に応じて情報提供を行っていくこととしています。

また、成人式については、各市町村が地域の実情に応じて企画・実施していただくものですが、成年年齢引下げに伴い、各市町村が成人式の対象年齢の引下げを行う場合、開催時期によっては高校生の大学進学準備等との関連で考慮すべき事項が出てくることも考えられることから、今後、連絡会議等において地方公共団体等の関係者との意見交換を行い、必要な情報を発信するなど、関係府省庁が連携して取り組んでいくこととしています。

さらに、このことについて、都道府県教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、各国立大学長におかれては、その管下の学校に対し、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては、所管の専修学校に対し、御周知くださるようお願いいたします。

なお、改正法の概要等については別添及び参考のとおりです。

記

1 消費者教育の推進について

改正法が施行される平成34年度より、満18歳で成人となった者は契約の主体と

なる。一方、現在20歳未満まで認められている、保護者の同意を得ずに締結した契約の取消についても18歳未満までとなる。これを踏まえ、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、実践的な消費者教育の実施を推進する必要がある。さらに、若年者の消費者被害の防止・救済のためにも、消費者教育の充実を図る必要がある。

このことを受け、消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁の関係4省庁が連携し、平成30年度から平成32年度までの3年間を集中強化期間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」(以下「アクションプログラム」という。)を平成30年2月20日に決定したところである。

若年者への消費者教育の推進にあたっては、アクションプログラムの趣旨を踏まえ、消費者担当部局や消費生活センターを始めとする関係部局等との連携・協働により、以下の事項を踏まえながら実践的に取り組むことが重要である。

(1) 高等学校等における消費者教育の推進等

ア 消費者基本法(平成16年制定)や消費者基本計画(平成17年決定)を踏まえ、現行の学習指導要領(平成20年、21年改訂)においては、消費者教育に関する内容が充実されていることから、その趣旨を理解し、引き続き学習指導要領に基づき、適切に消費者教育を実施すること。

イ アクションプログラムでは、平成32年度に全国の高等学校等において消費者庁作成の消費者教育教材「社会への扉」を活用した授業が行われることを目指しており、消費者教育の実施に当たり、本教材の積極的な活用が期待されること。

ウ 消費者教育の実施に当たっては、消費生活相談員や弁護士等の実務経験者等を外部講師として活用することも効果的な手法の一つと考えられること。その際、消費者庁において育成・配置に取り組んでいる消費者教育コーディネーターを活用することで円滑に外部講師との調整を行うことが出来るため、これを有効に活用することが望ましいこと。

エ 日常生活の中で実践できる能力を育み、自ら考え自ら行動する自立した消費者を育成するためには、教師の指導力の向上を図ることが重要であることから、公民科及び家庭科をはじめとした教員の養成課程、免許状更新講習、教員研修において、消費者教育に関する内容を積極的に取り入れるよう努めること。

オ 消費者被害に遭った生徒から相談を受けた場合は、消費生活センター等の外部の専門機関に相談することを促すなど、適切に対応することが望ましいこと。また、専門機関との緊密な連携が可能となるよう、日頃から協力関係を構築しておくことが望ましいこと。

(2) 大学等における消費者教育の推進

「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」(平成23年3月30日消費者教育推進委員会決定、平成30年7月10日改訂)を参考として、消費生活センター

等との連携により、学生に対する消費者被害防止に関する啓発活動や相談対応、講義等における消費者教育に一層積極的に取り組むことが必要であること。

2 生徒指導・学生指導について

生徒指導・学生指導については、在学中に生徒等が成年年齢に達することも踏まえ、小学校段階から児童生徒学生自らが現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力等を育成することがより重要となると考えられることから、学校の教育活動全体を通じ、その一層の充実を図っていくことが望ましいこと。

また、生徒指導・学生指導の効果を高めていくためには、学校における取組を充実させるとともに、学校と家庭とが一致協力した体制を築き、連携を促進することが重要であることから、各学校においては、当該生徒等が成年年齢に達したか否かに関わらず、引き続き、父母等と連携しながら生徒指導・学生指導を行うことが必要であること。

3 若年者の自立支援に係る取組について

文部科学省では、若者の自立支援に関する取組として、①発達段階に応じた体系的なキャリア教育の推進、②スクールカウンセラー等の配置促進による教育相談体制の充実、③子供の自立心の育成などに重要な役割を担う家庭教育支援の充実、④主権者教育や法教育の充実等を進めており、引き続き、関係省庁とも連携しつつ、若者の自立に向けた教育の推進に努めていくこととしている。各教育委員会や関係部局等においても、引き続き、関係機関と協力して、これらをはじめとした若年者の自立支援に係る取組を推進するよう努めること。

(別添・参考)

- 別添 1 民法の一部を改正する法律（成年年齢関係）概要（法務省ホームページより）
- 別添 2 成年年齢の引下げに伴う年齢要件の変更について（法務省ホームページより）
- 別添 3 平成30年6月20日 官報（号外第132号） 民法の一部を改正する法律（五九）
- 別添 4 民法の一部を改正する法律案新旧対照条文（法務省ホームページより）

- 参考 1 成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議（法務省ホームページ）
<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900355.html>
- 参考 2 「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（平成30年2月20日 若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定。平成30年7月12日改定。）（消費者庁ホームページ）
http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/basic_policy/

参考3 消費者教育教材「社会への扉」及び徳島県における活用事例集（消費者庁ホームページ）

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/

参考4 消費者教育の推進について（文部科学省ホームページ）

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisha/

民法の一部を改正する法律(成年年齢関係)

法律の要点

1 成年年齢の引下げ(民法第4条)

- ① 一人で有効な契約をすることができる年齢
- ② 親権に服することがなくなる年齢



いずれも20歳から18歳に引き下げ
「成年」と規定する他の法律も18歳に変更

2 女性の婚姻開始年齢の引上げ(民法第731条)

(現行法) 男性 18歳 女性 16歳



女性の婚姻開始年齢を18歳に引き上げ
婚姻開始年齢は男女とも18歳に統一

3 施行までの周知期間

若者のみならず、親権者等の国民全体に影響
消費者被害の防止等の観点から、周知徹底が必要



平成34年4月1日から施行

従前の経緯

平成19年5月 国民投票法の制定

- 憲法改正国民投票の投票権年齢を18歳と定め、民法についても法制上の措置を要請

平成21年10月 法制審議会の答申

- 選挙権年齢が18歳に引き下げられるのであれば、環境整備をした上で、成年年齢も18歳に引き下げる
- 成年年齢を18歳に引き下げるのであれば、女性の婚姻開始年齢は18歳に引き上げるのが相当

平成27年6月 公職選挙法の改正

- 選挙権年齢を18歳へ引き下げ、民法についても法制上の措置を要請

平成28年7月 参議院議員通常選挙

- 国政選挙において、初めて18歳選挙権を実施

成年年齢の引下げに伴う年齢要件の変更について

18歳に変わるもの

改正が必要なもの（「二十歳」などと規定）

- 登録水先人養成施設等の講師（水先法）
- 帰化の要件（国籍法）
- 社会福祉主事資格（社会福祉法）
- 登録海技免許講習実施機関等の講師（船舶職員及び小型船舶操縦者法）
- 登録電子通信移行講習実施機関の講師（船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律）
- 10年用一般旅券の取得（旅券法）
- 性別の取扱いの変更の審判（性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律）
- 人権擁護委員・民生委員資格（公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号））

改正が不要なもの（「未成年者」などと規定）

- 分籍（戸籍法）
- 公認会計士資格（公認会計士法）
- 医師免許（医師法）
- 歯科医師免許（歯科医師法）
- 獣医師免許（獣医師法）
- 司法書士資格（司法書士法）
- 土地家屋調査士資格（土地家屋調査士法）
- 行政書士資格（行政書士法）
- 薬剤師免許（薬剤師法）
- 社会保険労務士資格（社会保険労務士法） 等約130法律

20歳が維持されるもの

改正が必要なもの（「未成年」などと規定）

- 養子をとることができる者の年齢（民法）
- 喫煙年齢（未成年者喫煙禁止法：題名を改正）
- 飲酒年齢（未成年者飲酒禁止法：題名を改正）
- 小児慢性特定疾病医療費の支給に係る患児の年齢等（児童福祉法）
- 勝馬投票券の購入年齢（競馬法）
- 勝者投票券の購入年齢（自転車競技法）
- 勝車投票券の購入年齢（小型自動車競走法）
- 勝舟投票券の購入年齢（モータースポーツ競走法）
- アルコール健康障害の定義（アルコール健康障害対策基本法）

改正が不要なもの（「二十歳」などと規定）

- 児童自立生活援助事業の対象となる者の年齢（児童福祉法）
- 船長及び機関長の年齢（船舶職員及び小型船舶操縦者法）
- 猟銃の所持の許可（銃砲刀剣類所持等取締法）
- 国民年金の被保険者資格（国民年金法）
- 大型、中型免許等（道路交通法）
- 特別児童扶養手当の支給対象となる者の年齢（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）
- 指定暴力団等への加入強要が禁止される者の年齢（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律） 等約20法律

※ そのほか、恩給法等の一部を改正する法律（昭和51年法律第51号）、児童虐待の防止等に関する法律、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律等についても規定の整理を行った。

民法の一部を改正する法律をここに公布する。

御・名 御 璽

平成三十年六月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第五十九号

民法の一部を改正する法律

民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「二十歳」を「十八歳」に改める。

第七百三十一条を次のように改める。

(婚姻適齢)

第七百三十一条 婚姻は、十八歳にならなければ、することができない。

第七百三十七条を次のように改める。

第七百三十七条 削除

第七百四十条中「第七百三十七条」を「第七百三十六条」に改める。

第七百五十三条を次のように改める。

第七百五十三条 削除

第七百九十二条中「成年」を「二十歳」に改める。

第八百四条の見出し中「未成年者」を「二十歳未満の者」に改め、同条ただし書中「成年」を「二十歳」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

(成年に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の民法(以下「新法」という)第四条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)以後に十八歳に達する者について適用し、この法律の施行の際に二十歳

以上の者の成年に達した時については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際に十八歳以上二十歳未満の者(次項に規定する者を除く)は、施行日において成年に達するものとする。

3 施行日前に婚姻をし、この法律による改正前の民法(次条第三項において「旧法」という)第七

百五十三条の規定により成年に達したものとみなされた者については、この法律の施行後も、なお

従前の例により当該婚姻の時に成年に達したものとみなす。

第三條 施行日前にした婚姻の取消し

（婚姻に関する経過措置）
第三條 施行日前にした婚姻の取消し（女が適齢に達していないことを理由とするものに限る。）については、新法第七百三十一條及び第七百四十五條の規定にかかわらず、なお従前の例による。
2 この法律の施行の際に十六歳以上十八歳未満の女は、新法第七百三十一條の規定にかかわらず、婚姻をすることが出来る。

第四條 施行日前にした縁組の取消し

（縁組に関する経過措置）
第四條 施行日前にした縁組の取消し（養親となる者が成年に達していないことを理由とするものに限る。）については、新法第四條、第七百九十二條及び第八百四條の規定並びに附則第二條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
（恩給法等の適用に関する経過措置）
第五條 次の各号に掲げる子に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「未成年ノ子」とあるのは「二十歳未満ノ子（婚姻シタル子ヲ除ク）」と、「ナキ成年ノ子」とあるのは「ナキ二十歳以上ノ子（婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム）」とする。

一 施行日の前日において恩給法（大正十二年法律第四十八号）第四十六條第一項から第三項までの規定による増加恩給について同法第六十五條第二項から第五項までの規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子
二 施行日の前日において恩給法第七十三條第一項の規定による扶助料について同法第七十五條第二項及び第三項の規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子
三 施行日の前日において恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第二十二條第一項の規定による増加恩給について同法第三項ただし書において準用する恩給法第六十五條第二項から第五項までの規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子
四 同法第三項から第五項までの規定

四 施行日の前日において恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号）附則第十三條第一項の規定による特例傷病恩給について同法第三項の規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子
恩給法第六十五條第三項から第五項までの規定
2 施行日の前日において未成年の子について給与事由が生じている恩給法第七十三條第一項の規定による扶助料に係る当該子に対する同項並びに同法第七十四條及び第八十條第一項の規定の適用については、同法第七十三條第一項中「未成年ノ子」とあるのは「二十歳未満ノ子（婚姻シタル子ヲ除ク）」と、「成年ノ子」とあるのは「二十歳以上ノ子（婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム）」と、同法第七十四條及び第八十條第一項第四号中「成年ノ子」とあるのは「二十歳以上ノ子（婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム）」とする。

第三條 施行日前にした婚姻の取消し

（昭和五十一年法律第五十一号）附則第十五條第一項及び第五項の規定による傷病者遺族特別年金に係る当該子に対する同法第六項において準用する恩給法（以下この項において「準用恩給法」という。）第七十三條第一項、第七十四條及び第八十條第一項の規定の適用については、準用恩給法第七十三條第一項中「未成年ノ子」とあるのは「二十歳未満ノ子（婚姻シタル子ヲ除ク）」と、「成年ノ子」とあるのは「二十歳以上ノ子（婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム）」と、準用恩給法第七十四條及び第八十條第一項第四号中「成年ノ子」とあるのは「二十歳以上ノ子（婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム）」とする。

3 施行日の前日において未成年の子について給与事由が生じている恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）附則第十五條第一項及び第五項の規定による傷病者遺族特別年金に係る当該子に対する同法第六項において準用する恩給法（以下この項において「準用恩給法」という。）第七十三條第一項、第七十四條及び第八十條第一項の規定の適用については、準用恩給法第七十三條第一項中「未成年ノ子」とあるのは「二十歳未満ノ子（婚姻シタル子ヲ除ク）」と、「成年ノ子」とあるのは「二十歳以上ノ子（婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム）」と、準用恩給法第七十四條及び第八十條第一項第四号中「成年ノ子」とあるのは「二十歳以上ノ子（婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム）」とする。

（未成年者喫煙禁止法の一部改正）

第六條 未成年者喫煙禁止法（明治三十三年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
二十歳未満ノ子ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律
第一條 第四條及び第五條中「満二十年ニ至ラザル者」を「二十歳未満ノ子」に改める。
（未成年者飲酒禁止法の一部改正）
第七條 未成年者飲酒禁止法（大正十一年法律第二十号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
二十歳未満ノ子ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律
第一條 第一項、第三項及び第四項並びに第二條中「満二十年ニ至ラザル者」を「二十歳未満ノ子」に改める。

（児童福祉法の一部改正）

第八條 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。
第六條中、「第十九條の三、第五十七條の三第二項、第五十七條の三の三第二項及び第五十七條の四第二項を除き」を削る。
第六條の二第二項中「都道府県知事が指定する医療機関（以下「指定小児慢性特定疾病医療機関」という。）に通い、又は入院する小児慢性特定疾病にかかっている児童等（政令で定めるものに限る。）以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）を「小児慢性特定疾病児童等」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。
この法律で、小児慢性特定疾病児童等とは、次に掲げる者をいう。
一 都道府県知事が指定する医療機関（以下「指定小児慢性特定疾病医療機関」という。）に通い、又は入院する小児慢性特定疾病にかかっている児童（以下「小児慢性特定疾病児童」という。）
二 指定小児慢性特定疾病医療機関に通い、又は入院する小児慢性特定疾病にかかっている児童（以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）を（政令で定めるものに限る。）以下「成年患者」という。）
第九條の二第一項中「に係る小児慢性特定疾病児童等」を「に係る小児慢性特定疾病児童又は医療費支給認定を受けた成年患者（以下この条において「医療費支給認定患者」という。）に、「当該小児慢性特定疾病児童等」を「当該小児慢性特定疾病児童」に改め、「医療費支給認定患者」という。）の下に「又は当該医療費支給認定患者」を加え、同条第二項第一号中「食事療養をいう。」の下に「又は当該医療費支給認定患者」を加え、同条第二項第二号中「又は当該医療費支給認定患者」を加え、同項第二号中「医療費支給認定患者」の下に「又は医療費支給認定患者」を加え、同項第九條の三第一項中「小児慢性特定疾病児童等の保護者」を「小児慢性特定疾病児童等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該小児慢性特定疾病児童等を現に監護する者をいう。以下この条、第五十七條の三第二項、第五十七條の三の三第二項及び第五十七條の四第二項において同じ。」を「小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者」に、「第六條の二第二項」を「第六條の二第三項」に改め、同条第三項中「小児慢性特定疾病児童等の保護者」を「小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者」に改め、同条第七項中「小児慢性特定疾病児童等」を「小児慢性特定疾病児童」に改め、「医療費支給認定保護者」という。）の下に「又は当該医療費支給認定を受けた成年患者（以下「医療費支給認定患者」という。）」を加え、同条第九項中「医療費支給認定保護者」の下に「又は医療費支給認定患者」を加え、同条第十項中「医療費支給認定保護者」の下に「又は医療費支給認定患者」を加え、同条第十一項中「医療費支給認定保護者」の下に「又は当該医療費支給認定患者」を加える。
第十九條の六第一項第二号及び同条第二項中「医療費支給認定保護者」の下に「又は医療費支給認定患者」を加える。
第十九條の九第一項中「第六條の二第二項」を「第六條の二第二項第一号」に改める。
第二十五條の二第一項中「次項において「延長者等」という。」を削り、同条第二項中「延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。」を削る。

第二十條 施行日の前日において恩給法第七十五條第一項第一号に規定する扶助料について前條の規定による改正前の恩給法等の一部を改正する法律附則第十四條第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る)の規定による加算の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する恩給法第七十五條第三項及び前條の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(以下この条において「新昭和五十一年恩給法等改正法」という)附則第十四條第一項の規定の適用については、恩給法第七十五條第三項中「未成年ノ子」とあるのは「二十歳未満ノ子(婚姻シタル子ヲ除ク)と、二十歳未満ノ子」とあるのは「二十歳以上ノ子(婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム)と、新昭和五十一年恩給法等改正法附則第十四條第一項第一号中「である子」とあるのは「である子(十八歳以上二十歳未満の子(婚姻した子を除く)にあつては重度障害の状態にある者に限る。)」と、同項第二号中「である子」とあるのは「である子(前号に規定する子に限る。)」とする。

第二十一條 又はこの事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
第三十一條第九号中「未成年者喫煙禁止法」を「二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律」に改める。

第四十條第一項中「未成年者」を「二十歳未満の者」に改める。

第二十二條 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。
第二條第四号中「第十六条において同じ」を削る。

第十六條を削り、第十七條を第十六條とする。

第十八條の前の見出しを削り、同条中「第十六條第一項の規定によりみなして適用する場合を含む」を削り、「第十二條の四第二項(第十六條第一項の規定によりみなして適用する場合を含む)」の規定により第十二條の四第一項を「同条第二項の規定により同条第一項」に改め、同条を第十七條とし、同条の前に見出しとして「罰則」を付する。

第十九條中(第十六條第二項の規定によりみなして適用する場合を含む)を削り、同条を第十八條とする。

第二十三條 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部改正(平成十五年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
第八條第五号を次のように改める。

五 未成年者
五 未成年者

第二十四條 公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第八條及び第九條を次のように改める。

第八條及び第九條 削除
(罰則に関する経過措置)

第二十五條 施行日前にした行為及び附則第十三條の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第二十六條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

- | | |
|--------|-------|
| 内閣総理大臣 | 安倍 晋三 |
| 総務大臣 | 野田 聖子 |
| 法務大臣 | 上川 陽子 |
| 外務大臣 | 河野 太郎 |
| 財務大臣 | 麻生 太郎 |
| 厚生労働大臣 | 加藤 勝信 |
| 農林水産大臣 | 齋藤 健 |
| 経済産業大臣 | 世耕 弘成 |
| 国土交通大臣 | 石井 啓一 |

○ 民法（明治二十九年法律第八十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（成年） 第四条 年齢十八歳をもって、成年とする。</p>	<p>（成年） 第四条 年齢二十歳をもって、成年とする。</p>
<p>（婚姻適齢） 第七百三十一条 婚姻は、十八歳にならなければ、することができない。</p>	<p>（婚姻適齢） 第七百三十一条 男は、十八歳に、女は、十六歳にならなければ、婚姻をすることができない。</p>
<p>第七百三十七条 削除</p>	<p>（未成年者の婚姻についての父母の同意） 第七百三十七条 未成年の子が婚姻するには、父母の同意を得なければならぬ。 2 父母の一方が同意しないときは、他の一方の同意だけで足りる。父母の一方が知れないとき、死亡したとき、又はその意思を表示することができないときも、同様とする。</p>
<p>（婚姻の届出の受理） 第七百四十条 婚姻の届出は、その婚姻が第七百三十一条から第七百三十六条まで及び前条第二項の規定その他の法令の規定に違反しないことを認められた後でなければ、受理することができない。</p>	<p>（婚姻の届出の受理） 第七百四十条 婚姻の届出は、その婚姻が第七百三十一条から第七百三十七条まで及び前条第二項の規定その他の法令の規定に違反しないことを認められた後でなければ、受理することができない。</p>
<p>第七百五十三条 削除</p>	<p>（婚姻による成年擬制） 第七百五十三条 未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす。</p>
<p>（養親となる者の年齢） 第七百九十二条 二十歳に達した者は、養子をすることができない。</p>	<p>（養親となる者の年齢） 第七百九十二条 成年に達した者は、養子をすることができない。</p>

(養親が二十歳未満の者である場合の縁組の取消し)
第八百四条 第七百九十二条の規定に違反した縁組は、養親又はその法定代理人から、その取消しを家庭裁判所に請求することができる。ただし、養親が、二十歳に達した後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。

(養親が未成年者である場合の縁組の取消し)
第八百四条 第七百九十二条の規定に違反した縁組は、養親又はその法定代理人から、その取消しを家庭裁判所に請求することができる。ただし、養親が、成年に達した後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。

消費者教育関連資料一覧

- ・「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（平成30年2月20日 若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定。平成30年7月12日改定。）
（消費者庁ホームページ）
http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/basic_policy/
- ・「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーン（令和3年3月22日 若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定）（消費者庁ホームページ）
http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/basic_policy/
- ・消費者教育教材「社会への扉」及び徳島県における活用事例集（消費者庁ホームページ）
https://www.caa.go.jp/future/project/project_003/pdf/project_003_190417_0002.pdf
- ・消費者教育の推進について（文部科学省ホームページ）
http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisha/
- ・消費者教育：校内研修シリーズ No42－「社会への扉」を活用した授業展開
（独立行政法人教職員支援機構ホームページ）
<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/042.html>
- ・「18歳から大人」特設ページ（消費者庁ホームページ）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lower_the_age_of_adulthood/
- ・消費者庁「18歳から大人」Twitterアカウント
https://twitter.com/caa_18sai_otona
- ・消費者教育教材「社会への扉」確認シート（契約編、お金・暮らしの安全編）
（消費者庁ホームページ）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/
- ・啓発用資料「友達から怪しいもうけ話を持ちかけられたら要注意！～それってマルチかも！？」
（消費者庁ホームページ）
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_transaction_cms203_210202_03.pdf
- ・消費者ホットライン啓発資料（消費者庁ホームページ）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/hotline/188_pamphlet/